

特別初再診料の変更予定について

令和4年度診療報酬改定により、一般病床が200床以上の地域医療支援病院である当病院では、「特別初再診料」を令和4年10月1日から以下のとおり、変更を予定しております。ご理解とご協力のほどお願いいたします。

紹介状を持参しない場合の自己負担金

特別初再診料とは、「外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点」から、初診の際に他の医療機関からの紹介状をお持ちにならずに直接来院された患者さんや他の医療機関に文書による紹介をされたにもかかわらず、当院への通院を患者さん本人が希望された場合等に、保険適用される診療料に加えて、患者さんにご負担いただく料金です。

		令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
特別初診料 (税込)※1	各診療科 (歯科口腔外科を除く)	5,500円	7,700円
	歯科口腔外科	3,300円	5,500円
特別再診料 (税込)※2	各診療科 (歯科口腔外科を除く)	2,750円	3,300円
	歯科口腔外科	1,650円	2,090円

- ※1 特別初診料
- ・ 紹介状をお持ちでない患者さんが当院を初めて受診される場合
 - ・ 以前、当院に受診された方でも、一定期間受診がなく、紹介状をお持ちでない場合
- ※2 特別再診料
- ・ 状態が落ち着き、当院医師から地域の医院・診療所への文書による紹介を申し出たが、引き続き、当院での診療を希望された場合
 - ・ 当院医師から地域の医院・診療所へ文書による紹介をした後、患者さん本人の選択で、当院に再度来院された場合

特別初診料・特別再診料をいただかない方

① 紹介状を持参された方

② 緊急・その他・やむを得ない事情がある場合

- ア 救急搬送された方
- イ 公費負担医療制度の受給者の方(こども医療、母子医療の方は除く)

③ その他

- ア 当院の他の診療科から紹介された方
- イ 当院の内科・歯科間で紹介された方
- ウ 特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった方
- エ 救急医療事業における休日夜間受診患者(平日17時~22時の間に救急外来を受診された方は、除く)
- オ 外来受診から継続して入院された方
- カ 治験協力者
- キ 災害により被害を受けた方
- ク 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ケ 保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた方